

社会福祉法人葛城福祉会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人葛城福祉会(以下「当法人」という。)の定款第9条、及び定款第23条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条による者をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員および役員の報酬は日額とし、評議員会又は理事会への出席の都度、定款第9条及び定款第23条に定める金額の範囲内で、別表第1又は別表第2に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員および役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。

(費用の弁償)

第5条 当法人は、第2条第1号、第2号による評議員、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は日額とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関する者を対象とし、旅費規定に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があった時は遅滞なく現金で支払うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

別表1 評議員の報酬

区 分	1日あたりの額(源泉所得税控除後)
住所がつくば市内にある者	3,000 円
その他の者	5,000 円

別表2 役員の報酬

区 分	1日あたりの額(源泉所得税控除後)
住所がつくば市内にある者	3,000 円
その他の者	5,000 円